

【食品等の放射性物質検査の手引き】

平成31年4月1日現在
白井市市民環境経済部産業振興課

《検査の概要》

【検査内容】 この検査は、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータを使用して行うもので、市民が持ち込んだ食品が基準値よりも低いかどうかを判断するための検査です。

【検査費用】 無料

【対象者】 白井市民、又は市内事業者（商用を除く）が対象です。

【対象品目】 市内で消費される食品及び飲料物（自家栽培野菜、地下水、母乳を含む。以下、「検体」という。）が対象です。土壌・尿・食品でないものは、検査対象ではありませんので、一切受け付けられません。

《予約の方法》

【受付】 白井市役所2階 産業振興課商工振興班で受け付けます。
窓口または電話のみの完全予約制で、検査日を予約します。
検査日は、毎週火曜日です。（祝祭日で閉庁の場合は翌週）

予約・問合せ電話番号

047-492-1111（内線3241）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

ただし、土・日曜日、祝祭日等閉庁日を除く

1人につき1回2検体で、申し込んだ検査が終了するまで次回以降の検査は受付できません。

【申請書】 予約後、申請書に必要事項を記入し、持込日までに提出ください。
申請書類は、白井市役所2階産業振興課にあるほか、市ホームページでもダウンロード可能です。記入にあたっては、項目ごとにわかる範囲で記入してください。

《検査の流れ》

【検体持込】

場 所 白井市役所2階 産業振興課

受付時間 事前にご予約いただいた検査日の当日の午前8時30分から午前11時までの間に受付場所へ以下の持ち物を持参してください。

持 ち 物

- ・記入済みの申請書
- ・下処理済みの検体
- ・住所、氏名を記入し82円分の切手を貼付した封筒（郵送での通知を希望する場合）

検体の持込みに関する注意事項

- 測定は専用の容器に詰め込んで行います。容器に隙間なく詰め込み、より正確に測定を行うため、500グラム以上お持ちください。
なお、測定では、可食部（例：貝の場合は「身」のみ）を測定しますので、可食部が500グラム以上になるようご用意ください。なお、飲料物は2リットルご用意ください。
- 飲料物は1リットル以上ご用意ください。
- 検査をする食品は、自宅等で洗浄し、みじん切り（細かく刻む）又はつぶすなどの下処理を行い、ビニール袋等に入れてお持ちください。飲料物・水は、よく洗浄したビンやペットボトル等の容器に入れてお持ちください。
- 自家栽培野菜は、よく洗い泥や土を落としてから下処理を行ってください。
- 生もの（生肉・刺身など）・冷凍食品は解凍した上で、ビニール袋に入れてお持ちください。
- 測定に使用した検体や袋等は、原則として市で処分します。返却を希望される場合は、申請書の返却希望に丸をお付けください。検査日の翌開庁日に窓口でお渡しいたします。なお、検査の都合上、室温での保存となりますのでご了承ください。

【検査場所】 白井市役所 放射線検査室にて行っています。

【検査結果】 結果は検査日の翌開庁日に、文書を発送または窓口でお渡しします。
検査結果の概要は白井市ホームページで個人情報を除いて原則公開させていただきます。

【問合せ先】 白井市市民環境経済部産業振興課商工振興班
電話：047-492-1111（内線3241）
URL：<http://www.city.shiroi.chiba.jp/>
※市ホームページに詳細やQ&Aが掲載されていますので参考にしてください。

【参考】

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性セシウムの基準値

基準値（単位：ベクレル/kg）	
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50